

令和5年度運営指導における指導事項について

1 個別サービスに関する事項

介護老人福祉施設・ユニット型介護老人福祉施設・
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○人員配置基準について

[事例]

- ・介護老人福祉施設の人員配置基準について、医師の配置（健康管理及び療養上の指導を行うための必要な数）が必要となるが、1か月勤務実態がない月があった。

医師の配置については、健康管理及び療養上の指導を行うための必要な数とされているため、1か月勤務実態がないと、「配置していない」こととなりますので、適正に配置する必要があります。

また、勤務実績を適正に記録することも必要となることから、勤務形態一覧表に、医師についても、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務の関係等を明確にして作成することが必要です。

[事例]

- ・勤務形態一覧表において、管理者の勤務時間数や兼務している従業者のそれぞれの職種での勤務時間が把握できなかった。

施設（事業所）ごとに、原則として月ごとに（月初から月末まで）作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

○身体的拘束等の適正化

[事例]

- 1 身体的拘束等を行った際に、利用者の日々の心身の状況等が適正に記録していなかった。
- 2 身体的拘束等の適正化を図るため、次の掲げる措置を講じなければならないが、講じていなかった。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

1 上記の件について、委員会の開催、指針の整備、研修を所定の回数以上実施していることが確認できなかった場合については、身体的拘束廃止未実施減算に該当する事由であるため、速やかに改善計画を提出するとともに、計画書提出の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することとなりますので、御注意ください。

2 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、**基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算すること**となります。

- 2 委員会の開催内容について

委員会の構成メンバーは幅広い職種により構成すること。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするるとともに、選任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。

介護老人福祉施設が、報告、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適

正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。具体的には、次のようなことを想定しています。

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

3 指針の整備について

「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととされています。

- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

4 研修の実施について

介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとなります。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。

上記の件について、委員会の開催した記録(会議録等)及び介護職員その他の従業者に周知した記録、研修の実施記録について、**記録の未整備**の事案が多く散見されます。場合によっては上記のような「身体的拘束廃止未実施減算」につながる場合もありますので、今一度記録等を見直し整備してください。

○口腔衛生管理加算（Ⅰ及びⅡ）について

[事例]

- ・口腔衛生管理加算（Ⅰ及びⅡ）の算定する際、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画について、施設サービス計画において口腔管理等が位置付けられているだけで、別途計画を作成していなかった。

口腔衛生管理加算（Ⅰ及びⅡ）の算定については、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていることが要件とされてお

り、同計画に口腔に関する問題点、口腔衛生の管理内容（指示を行った歯科医師名、実施目標、実施内容、実施頻度等）を記載することとなっておりますので、それらの内容を記載した計画を作成してください。

なお、計画書の様式については、留意事項通知（老企第40号）第2の5(27)③の別紙様式3を参考としてください。

また、留意事項通知等に、口腔衛生等の管理に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔衛生等の管理に係る計画の作成に代えることができる等の記載がない場合は、施設サービス計画とは別途に口腔衛生等の管理に係る計画を作成することが必要です。

○看取り介護加算（Ⅰ及びⅡ）について

[事例]

- ・看取り介護加算（Ⅰ及びⅡ）を算定する際、看取りに関する指針を定め、指針の内容の説明、同意を得ていたが、その時期が看取り介護が必要となった時であった。
- ・看取り介護加算（Ⅰ及びⅡ）の算定に当たっては、常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していることが要件とされているが、夜間の連絡先が医師、管理者、介護支援専門員となっていた。

看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることが要件とされていることから、入所の際に指針の内容について説明を行い、同意を得る必要があります。

また、施設基準では「当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること」との記載があることから、看護職員との連絡体制の確保をしてください。

○看護体制加算Ⅱについて

[事例]

- ・看護体制加算Ⅱを算定する際、「当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保すること」とあるが、貴施設の実施状況を確認したところ、夜間の連絡先が医師となっていた。

看護体制加算Ⅱを算定する際、「当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保する必要がありますので看護職員との連絡体制を確保してください。

○個別機能訓練加算及び栄養マネジメント強化加算について

[事例]

- ・個別機能訓練加算及び栄養マネジメント強化加算を算定する際、個別機能訓練計画及び栄養ケア計画を多職種共同により作成することとなるが、多職種共同で作成した記録が確認できなかった。

個別機能訓練加算及び栄養マネジメント強化加算を算定する際、個別機能訓練計画及び栄養ケア計画を多職種共同により作成することとなりますので、多職種共同で作成した記録の整備を行ってください。

○栄養管理に係る減算について

令和3年度の介護報酬改定により、令和6年4月1日以降は、旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」とします。）第5条に定める栄養士又は管理栄養士の員数若しくは条例第22条の2に規定する基準を満たさない場合、減算が生じます。

令和6年3月31日までに基準を満たすよう対応をお願いします。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp